

令和5年度集団指導資料 (全事業所共通編)

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室

目次

1. 令和5年度福岡県障がい福祉サービス事業者等指導監督実施方針	… 1
2. 障がい福祉サービス事業所等に対する行政処分の事例について	… 7
3. 感染症対策等について	… 9
4. 虐待防止について	…10
5. 人権啓発について	…15
6. 事故発生時の対応について	…25
7. 被災状況報告について	…28
8. 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内	…30
9. 指定業務に関する各種届出について	…32
10. 指定更新について	…34
11. 業務管理体制の整備について	…35
12. 障がい福祉課の許可申請・届出関係資料のダウンロードについて	…41
13. 障がい福祉サービスに係る質問受付について	…42
14. 「強度行動障がいがある方への支援事例集」の作成について	…44
15. 介護職員等による喀痰吸引等（特定行為）の実施について	…45
16. 福祉・介護職員の処遇改善について	…57

令和 5 年度福岡県障がい福祉サービス事業者等指導監督実施方針

(福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室所管分)

1 指導、監査等の根拠

「指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」により定義される障がい福祉サービス事業者等の指導、監査等の根拠は、次のとおり。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）

- ① 実地指導
支援法第 11 条第 2 項
- ② 監査
支援法第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の 27、第 51 条の 28 及び第 51 条の 29
- ③ 業務管理体制確認検査
支援法第 51 条の 3 第 1 項第 51 条の 32 第 1 項

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「福祉法」という。）

- ① 実地指導
福祉法第 57 条の 3 の 3 第 4 項及び第 24 条の 15 第 1 項
- ② 監査
福祉法第 21 条の 5 の 22、第 21 条の 5 の 23、第 21 条の 5 の 24、第 24 条の 15、第 24 条の 16 及び第 24 条の 17
- ③ 業務管理体制確認検査
福祉法第 21 条の 5 の 27 第 1 項、第 24 条の 19 の 2 及び第 24 条の 39 第 1 項

2 指導、監査等の対象

次のうち、政令指定都市又は中核市（(3)を除く）に所在する事業所を除く。

(1) 指定障がい福祉サービス事業者等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援及び地域定着支援事業を行う者等

(2) 指定障がい児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援事業を行う者等

(3) 指定障がい児入所支援施設の開設者等

3 目的

(1) 指導の目的

指導は、障がい福祉サービス事業者等の支援を基本とし、「指定障がい福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」の第 3 の 1 に定める基準等のサービスの取扱い、自立支援給付費並びに障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費（以下「給付費等」とする。）の請求等に関する事項について周知徹底することにより、給付費等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

(2) 監査の目的

監査は、給付費等対象サービス内容及び給付費等の請求に関し、法令に違反する疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることにより、給付費等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

(3) 業務管理体制確認検査の目的

業務管理体制確認検査は、業務管理体制の整備・運用状況又は障がい福祉サービス事業者等の不正行為への組織的関与の有無を確認することにより、障がい福祉サービス事業者等の法令の遵守を確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）の保護及び障がい福祉サービス等の事業の運営の適正化を図ることを目的とする。

4 指導

(1) 集団指導

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に実施する。

① 実施案内

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等に対し、集団指導の初日から1か月前までに集団指導の開催案内を送付する。

また、各保健福祉（環境）事務所にも同様の開催案内を送付する。

② 実施方法

障がい福祉サービス事業等又は関連する障がい福祉サービス事業等ごとに一定の場所に集める集合形式またはオンライン形式等での実施を検討する。

(2) 実地指導

県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に、実地により実施する。

実地指導は、健全な事業者育成のための支援に主眼を置いて、法令及び国・県の通知（以下「法令等」という。）の趣旨及び目的を周知し、その理解を促進することにより、給付費等の誤った請求等の未然防止、利用者等に対する適切なサービスの提供を図ることを目的として行うものとする。

① 実施通知

実地指導の対象とする事業者等に対する通知は、原則として実地指導を実施する日の1か月前までに電話で行い、実地指導日に通知文書を交付するものとする。ただし、指導対象障害福祉サービス事業者等の利用者等から情報提供があった場合や所在する市町村との連携等に配慮する必要がある場合は、この限りでない。

② 関係機関との連携

実地指導を実施する際には、事前に指導対象の事業所が所在する市町村に連絡し、可能であれば市町村が実施する実地指導と同日に実施するなど、市町村と連携して行う。

③ 実施方法

次の障がい福祉サービス事業者等ごとに、原則として、障がい福祉課障がい福祉サービス指導室が2名以上の指導班を編成し、実施する。

ア 障がい者支援施設及び障がい児入所施設

できる限り福祉総務課が実施する指導監査と合同で実地指導を実施するが、福祉総務課が計画する指導監査日と日程が合わないなど合同での実地指導ができない場合は、障がい福祉課障がい福祉サービス指導室が単独で実地指導を実施する。

イ ア以外の事業所

各年度初めに次のような基準で選定して計画し、実施する。

(ア) 既設の事業所

- ・ 主に2年以上実地指導の対象外とされた事業所に対して、計画的に実地指導を実施する。
- ・ 利用者等から情報提供があった場合など、緊急に対応する必要がある事業所や給付実績等について確認を要する事業所については、当該年度の実施計画にかかわらず、随時、実地指導を実施する。

- ・ 集団指導を欠席している事業所については、優先的に実施する。
- ・ 前年度実地指導等を実施した事業所のうち、特に指導内容が多いなど、継続的な指導が必要と判断した事業所についても実施する。
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度において、県に対する報告を行っていない事業所について、優先的に実施する。
- ・ 就労継続支援（A型）の事業所のうち指定基準 192 条第 2 項に違反している事業所については、優先的に実施し、経営改善の状況を確認する。

(イ) 指定後間もない事業所

- ・ 新規に指定された事業所については、主に前年度に事業を開始し 6 か月を経過した事業所から計画的に実地指導を実施する。この場合において、初めて障がい福祉サービスを開始した事業者が運営する事業所については、優先的に実施する。
- ・ 就労継続支援（A型）の事業所については、6 か月を経過した事業所から計画的に実地指導を実施する。

④ 指導結果

指導結果は次の 4 つとし、原則として実地指導後翌々月末までに事業者へ文書により通知する。

ア 文書指摘

法令等に抵触し、給付費等の過誤請求事項、人員基準を満たしていない事項、利用者等の人権の尊厳の確保若しくは安全の保全上重大な事項、前回実地指導の文書指導にもかかわらず改善が図られていない事項、虐待防止の取組が不十分な事項は文書指摘とし、通知後約 1 か月を目途に当該障がい福祉サービス事業者等から改善についての報告を求める。

また、給付費等の請求過誤については、給付費等の返還状況を確認し、その過誤請求額を関係支給決定市町村に情報提供する。

イ 文書指導

法令等に抵触しているが、文書指摘事項に該当するほど重大でない事項は文書指導とし、当該障がい福祉サービス事業者等に文書により通知して改善を求める。

改善状況については、次回実地指導時に確認する。

ウ 口頭指導

法令等に一部抵触するが、その内容が軽微であり、障がい福祉事業の運営に大きな影響がなく容易に改善できる事項は口頭指導とし、当該障がい福祉サービス事業者等に文書により通知して改善を求める。

改善状況については、次回実地指導時に確認する。

エ 助言

法令等には違反していないが、今後も違反のないよう、障がい福祉事業の運営に資するものと考えられる事項は助言とする。

(3) 書面指導

災害や感染症の流行など、やむを得ず実地指導に行き難い場合に、県が所管する全ての障がい福祉サービス事業者等を対象に、書面による自主点検を各事業所に依頼し、それを県に提出させ、その書類を検査して必要に応じて指導する。

① 実施依頼

書面指導の対象となる事業所には、提出締切の 2 週間前までに事業所に電話及びファクシミリ等で通知する。

② 実施方法

- ア 各年度初めに実地指導を計画していた事業所の中から対象事業所を選出する。
- イ 実施する事業所に通知し、ホームページからダウンロードした自主点検票で、基準違反がないか自主点検をしてもらい、勤務形態一覧表及び重要事項説明書等の関係書類とともに、通知時に示した締切日までに県に郵送してもらう。
- ウ 自主点検票を確認し、指摘指導する事項があれば、必要に応じて実地指導と同様に指導を実施する。また、災害や感染症の流行が終息した後に実施する実地指導の参考とし、書面指導を実施した事業所については、実地指導の時間を短縮するなどの措置を検討する。

5 監査

実地指導の結果不正請求等が明らかになった場合や、指定基準違反に関し改善報告を求めたにもかかわらず、一定期間以上改善が図られなかった場合、行政処分等を要する可能性がある場合などに、支援法第48条、第49条及び第50条並びに福祉法第21条の5の22、第21条5の23、第21条の5の24、第24条の15、第24条の16及び第24条の17の規定に基づき、監査を実施する。

6 事業者の業務管理体制確認検査

(1) 一般検査

事業者の業務管理体制の整備については、実地指導に併せて一般検査を実施する。また、福岡県が指定の権限を有する事業所（以下「県指定事業所」という。）を運営していない事業者に対する一般検査については、必要に応じ実施する。

(2) 特別検査

指定取消相当事案等が発生したときは、特別検査を実施する。

県指定事業所を運営する事業者の業務管理体制の整備については、その届出先が県である場合は、原則として5の監査と併せて特別検査を実施し、厚生労働省である場合は、厚生労働省と協議の上、特別検査の権限行使を要請する。

また、指定都市若しくは中核市が指定権限を有する事業所であって、その業務管理体制の届出先が県であるものについては、当該指定都市若しくは中核市からの権限行使の要請に基づき、県が特別検査を実施する。

7 令和5年度の重点事項

前年度の実地指導の結果等を踏まえ、次のとおり令和5年度の重点事項を次のとおり定める。

(1) 利用者等の安全の確保について

① 障がい者虐待防止及び不適切な身体拘束禁止へ向けた取組

全国的に、施設内外で障がい者に対する虐待事案が後を絶たないことを踏まえ、虐待や不適切な身体拘束の疑いのある行為が行われていないか、確認する。

また、令和3年度から運営基準において、従業員への研修の実施、虐待防止委員会の設置及び虐待防止の責任者の設置が義務化されたことから、法人や事業所においてこれらの取組が実施されるよう、指導を徹底する。

② 防災、防犯対策への取組

令和2年7月豪雨災害など、例年予期せぬ自然災害が発生し、利用者等の安全が懸念されることから、防災対策への取組に関する指導を徹底する。

また、令和3年度から運営基準において、非常災害の発生時にサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定することとなったことから、業務継続計画について周知するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を行うよう、指導を徹底する。

さらに、外部からの不審者の侵入に対する危機管理、防犯に係る取組についても、

指導を徹底する。

③ 感染症の予防へ向けた取組

新型コロナウイルス等の感染症は、事業所内で発生すると感染拡大が懸念されるため、これを予防することは利用者等の命に関わる重要な事項であることから、感染症予防の取組など、衛生面の指導について、徹底する。

また、令和3年度から運営基準において、非常災害と同様に感染症発生時においても業務継続計画を策定することとなったことから、業務継続計画について周知するとともに、事業所における感染症予防等の委員会の設置、予防指針の整備及び定期的な研修の実施等の取組をしているかを確認する。

さらに、障がい者支援施設等におけるレジオネラ症の防止対策について、適切な措置が講じられているかを確認する。

④ 児童の安全確保に向けた取組

令和5年度から運営基準において、障がい児通所支援事業所、障がい児入所施設等については安全に関する事項についての計画（安全計画）を各事業所等において策定することとなったことから、安全計画について周知するとともに、安全確保に係る取組をしているかを確認する。

また、通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際の、点呼等による児童の所在確認、ブザーその他見落とし防止装置による降車時の児童の所在確認等の取組をしているかを確認する。

(2) サービスの質の向上への取組について

① 人員に関する基準

実地指導において、事業所等の従業者数が基準を満たしていない事例や、無資格者によるサービスの提供が行われていた事例が見受けられたことから、適切なサービスを提供できるようにするため、必要な人員を確保し、勤務体制を整備するよう、指導を徹底する。

② 個別支援計画の作成

実地指導において、個別支援計画を作成する際のアセスメントが行われていない事例、モニタリングが行われていない事例、長期間個別支援計画の見直しが行われていない事例が見受けられたことから、利用者等に提供されるサービスの質を確保するため、個別支援計画の作成及びその適切な取扱いが行われるよう、指導を徹底する。

③ 苦情解決処理体制

実地指導において、苦情の相談窓口や処理体制等を明らかにしていない事例、苦情処理の手続が定められていない事例等が見受けられたことから、利用者等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口や苦情処理体制、手続等を明確にし、周知しておくよう指導を徹底する。

また、利用者等からの苦情に関し、市町村又は運営適正化委員会が行う調査に協力し、これらの指導・助言に従い改善等を行っているか確認する。

④ 秘密の保持及び個人情報の保護について

実地指導において、従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないようにするための必要な措置を講じていない事例や担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いることについて、該当する者からあらかじめ文書で同意を得ていない事例が見受けられたため、利用者及びその家族の個人情報の適切な取扱いについて、指導を徹底する。

⑤ 就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供について

ア 就労継続支援（A型）

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払われる総額以上となるようにならなければならない（指定基準 192 条第 2 項）ことから、この基準を満たしていない事業所について、指導を徹底する。

また、利用者である障がい者の利用を短時間に限り、健常者をフルタイム就労させている事例や、利用者も従業者も短時間の利用をすることによって、浮いた自立支援給付費を賃金に充当している事例、就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない事例、一定期間経過後に利用者の意向等にかかわらず就労継続支援 B 型に移行させるなど不当に退所させている事例が指摘されているため、利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を適切に行っているかについて、指導を徹底する。

イ 就労移行支援

利用者を一般就労に移行させることができていない事例が指摘されているため、一般就労への移行実績が低い事業所については、一般就労に向けた支援が適切に行われ、利用者の適性を踏まえた企業とのマッチングが行われているかなど、指導を徹底する。

ウ 就労継続支援（B型）

工賃の平均額が 3 千円を下回る事例が指摘されているため、賃金向上のための取組について指導を徹底する。

(3) 給付費等の適正な算定について

給付費等の算定に係る要件を遵守し、適正に報酬を請求するよう、指導を徹底する。とりわけ、加算（特に体制加算）の要件の適否、減算該当の有無について、重点的に指導を行う。

◎障がい福祉サービス事業所等に対する行政処分の事例について

令和4年度、以下の内容で行政処分を行いました。

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
処分事由	<p>(1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月以降、人員配置基準を満たしていない期間が断続的に延べ22か月間あるにもかかわらず、適正に配置していると思わせるため勤務表を改ざんし、不正に障害児通所給付費を請求した。 平成30年8月以降、加算要件を満たしていない勤務体制である期間が断続的に延べ30か月間あるにもかかわらず、配置していると思わせるため勤務表を改ざんし、不正に児童指導員等加配加算を請求した。 <p>(2) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月の変更指定申請（単位追加）時に勤務予定者としていた職員が勤務できなくなったにもかかわらず、変更申請を行わず、職員不在のまま指定を受けた。 (1)の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
処分事由	<p>(1) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月の指定時以降、人員配置基準を満たしていない期間が断続的に延べ27か月間あるにもかかわらず、適正に配置していると思わせるため勤務表を改ざんし、不正に障害児通所給付費を請求した。 平成30年9月から令和3年4月までの間、加算要件を満たしていない勤務体制が継続していたにもかかわらず、適正に配置していると思わせるため勤務表を改ざんし、不正に児童指導員等加配加算を請求した。 <p>(2) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月の新規指定申請時に勤務予定者としていた職員が勤務できなくなったにもかかわらず、変更申請を行わず、職員不在のまま指定を受けた。

	<p>(3) 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。
--	--

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	共同生活援助
処分事由	<p>(1) 不正請求（法第50条の第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から令和4年3月までの間、常勤の看護職員を配置していないにもかかわらず、配置していると思わせるため出勤簿等を改ざんし、不正に看護職員配置加算を請求した。 <p>(2) 不正又は著しく不当な行為（法第50条の第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。 ・令和3年3月の指定更新にあたり、実際には常勤の勤務予定のない従業者を常勤職員として虚偽の書類を作成し、県に届出を行った。

処分年月日	令和5年3月22日
処分内容	指定取消
サービスの種別	就労継続支援（B型）
処分事由	<p>(1) 不正請求（法第50条の第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月から令和4年3月までの間、常勤として配置すべきサービス管理責任者、直接処遇職員（職業指導員又は生活支援員）を配置していないにもかかわらず、配置していると思わせるため出勤簿等を改ざんし、不正に訓練等給付費を請求した。 ・平成29年4月から令和3年4月までの間、常勤の直接処遇職員を配置していないにもかかわらず、配置していると思わせるため出勤簿等を改ざんし、不正に福祉専門職員配置等加算を請求した。 <p>(2) 不正又は著しく不当な行為（法第50条の第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)の加算を県に届け出る際、非常勤職員を常勤職員であると偽り、加算要件を満たしているかのような虚偽の届出を行った。 ・令和3年8月の指定更新時、実際には常勤としての勤務をしていない従業者について、常勤の勤務をしているかのような虚偽の書類を作成し、県に届出を行った。

感染症対策等について

1 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、福岡県及び厚生労働省のホームページからご確認の上、引き続き感染拡大防止の取組みを行っていただきますようお願いいたします。

- 福岡県：新型コロナウイルス感染症ポータルページ
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>
- 福岡県：新型コロナウイルス感染症関連通知
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/korona-syogai.html>
- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 その他感染症

下記のホームページは、感染症対策等に関する厚生労働省等のホームページになりますので、最新の情報を随時確認し、事業所での対策に役立ててください。

(1) ノロウイルス

- 厚生労働省：感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>
- 厚生労働省：ノロウイルスに関するQ&A
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

(2) インフルエンザ

- 厚生労働省：令和5年度 今シーズンのインフルエンザ総合対策について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html>
- 厚生労働省：インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成25年11月改訂）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki.pdf>
- 厚生労働省：令和5年度インフルエンザQ&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

(3) レジオネラ症

- 厚生労働省：レジオネラ症
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00393.html
- 厚生労働省：レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（厚生労働省告示第264号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf>
- 厚生労働省：レジオネラ対策のページ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

(4) 食中毒

- 厚生労働省：食中毒
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/

◎虐待防止について

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。

この法律は障がい者（児）への虐待の防止、早期発見、虐待を受けた方に対する保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行うことにより障がいのある方の権利利益を擁護することを目的としています。

虐待を受けている障がいのある方を発見した場合は、速やかに市町村の通報・相談窓口（市町村障がい者虐待防止センターなど）に通報することが法律で定められていますので、事業所の皆様もご協力をお願いいたします。

虐待を判断する際の注意点

虐待者、被虐待者の「虐待をしている、されている」との認識は問いません。被虐待者が虐待されていないと思っても、また虐待者が虐待ではなく、しつけや指導として虐待を行っている場合でも、虐待行為に該当する行為であれば、障害者虐待防止法上の規制の対象となります。

◆障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待を未然に防止し、障がいのある方の権利を擁護するため、事業所内で迅速な対応を行えるよう、以下の虐待防止対策を行ってください。

1. 虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講じる（R3年度から運営基準に追加）

（基準省令ⁱ）

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- イ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ウ ア、イに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2. 障害者虐待防止法の理解及び従業員に対する虐待防止・啓発のための定期的な研修実施

（障害者虐待防止法第15条）

- (1) 常勤・非常勤など雇用形態を問わず、全従業員に対する虐待防止・啓発のための研修を年1回以上実施すること。
- (2) 従業員を新たに採用する時には、その都度、虐待防止・啓発についての指導を行うこと。

3. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を明記

（基準省令、解釈通知「運営規程」）

障がい者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、より実効性を確保する観点から、事業所等は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めなければならない。

- ア 虐待防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画）等

4. 事業所内に虐待防止に関する担当者及び責任者を配置し、重要事項説明書に明記

事業所内に虐待防止に関する担当者及び責任者を配置し、2名体制で虐待に関する相談・助言・研修計画の実行等、虐待防止対策に努めてください。

※実地指導の際、虐待の発生又は再発防止のための措置が講じられていない場合は、文書指摘を行います。

○厚生労働省ホームページ【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001121499.pdf>

○福岡県ホームページ【障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止と対応について】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kennriyougogyakutaibousi.html>

ⁱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

みんなで

しょう

しやぎやくたい

障がい者虐待を

ふせ

防ぎましょう



障がい者も健全者も共に生きる社会のために。

障がいのある方を
さまざまな虐待から
守りましょう

平成24年10月1日から、「障害者虐待防止法」が施行されました。

この法律では、障がい者に対する虐待の禁止や防止、早期発見、通報義務などをうたっています。

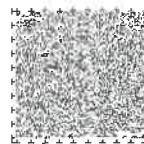
障がい者への虐待はどこでも起こる可能性があります。

虐待を受けている障がい者を発見した方は、市町村担当窓口や市町村障がい者虐待防止センターに相談しましょう。

通報者などの情報は守られますし、不利益な取扱いも法律で禁止されていますので、迷わずに通報・相談してください。



ふくおかけん
福岡県



障害者虐待防止法とはどんな法律なの？

障害者虐待防止法とは正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。この法律は、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、養護者による虐待の防止を図るための支援などを定めたものです。



障がい者とは？

障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々をいいます。

※障害者虐待防止法でいう障がい者には障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。



虐待の種類は？



養護者による障がい者虐待

障がい者の身の回りのお世話や金銭などの管理をしている家族や親族又は同居する人などによる虐待のことです。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスなどの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のことです。



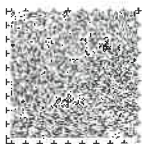
虐待を判断する
場合のポイント

これって虐待ですか？

POINT 1

障がい者本人が何をされているのか分からない場合があります。

障がいの種類などにより、障がい者本人が虐待されていることを認識できない場合があります。また長い間虐待を受けると、障がい者本人があきらめてしまっていることもあります。障がい者本人の「自覚」は問わずに判断することが大切です。



POINT 2

しつけや指導といって、虐待をしている場合もあります。

「自分を傷つけてしまう」や「他人を傷つけてしまう」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合があります。虐待をしている側の「自覚」は問わず、しっかりと見極めましょう。

POINT 3

養護者と障がい者本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります。

施設で虐待が発生しても、養護者などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。あくまでも障がい者本人を第一に考えて、虐待について判断しましょう。

障がい者虐待の例は？

障がい者虐待とは暴力だけが虐待のイメージがありますが「障害者虐待防止法」では以下の5種類になります。

1 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加える、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

例えば

- 殴る、蹴る、つねる。
- 食べられないものを無理やり口に入れる。
- 部屋に閉じ込める。
- イスやベッドにしばりつける。



- アザや傷が体にみられる
- こわがったり、おびえたりしている
- 人に相談するのをためらう

サイン

2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。

例えば

- 性交をする、性的行為を強要する。
- 性器への接触、裸にする。
- わいせつな映像を見せる。



- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 性器を自分でよくいじるようになる

サイン

3 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例えば

- 怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- 差別的に扱う。
- 話しかけられても意図的に無視する。



- 自傷行為や攻撃的な態度がみられる
- パニック症状を起こす
- 接食障害（過食、拒食）がみられる
- 無力感、なげやりな様子になる

サイン

4 放棄・放置

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。

例えば

- 入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ゴミを放置したままにしている。
- 食事を与えない。
- 必要な福祉サービスを受けさせない。



- 身体から異臭がする、髪や爪が汚れている
- 部屋が汚れている
- 極端に空腹を訴える
- 養護者が病院へ連れて行かない

サイン

5 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分すること、その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること（障がい者の親族による行為が含まれる）。

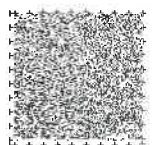
例えば

- 障がい者本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
- 日常生活に必要な金銭を障がい者本人に渡さない。
- 決められた賃金を支払わない。



- 収入があるのに身なりが貧しく、お金を使っている様子がない
- 障がい者本人以外が年金や賃金などを管理している。

サイン



養護者や家族の方々も休息が必要です

障がい者虐待は、障がいに関する理解不足、介護疲れ、障がい者と養護者との人間関係の強弱など、さまざまな要因が絡み合って起こります。障がい者の介護をする場合は、養護者だけではなく家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間を持ち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口にご相談して、アドバイスなどを受けましょう。地域の方々も養護者が孤立しないよう見守りましょう。

毎日の介護が大変で…

短期入所や通所サービスなどを利用してみましょう。

介護のストレスや悩みが…

家族会に参加したり、カウンセリングなどを利用してみましょう。

私（養護者）にも障がいがあります…

養護者や家族の方々にも障がいがあり、障がい者に支援が行き届いていない場合は、専門的な機関に支援してもらいましょう。



障がい者虐待防止センター

各市町村担当窓口・各市町村障がい者虐待防止センターでは次のような業務を行っています。

- ▶ 通報や届出の受付
- ▶ 障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

お問い合わせ・相談

福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

直通電話番号：092-643-3838

FAX 番号：092-643-3304

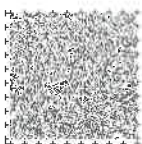
（受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで）

携帯電話番号：080-8574-7234

（受付時間：平日午後5時15分から午後9時まで）

メールアドレス（携帯）：fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp

※平日午後9時以降及び休日、留守番電話（上記携帯番号）及び電子メール（上記アドレス）により対応



※このリーフレットの内容は主に厚生労働省資料「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」をもとに作成しています。

人権が尊重される社会を目指して ～県内で発生した人権侵害～

県では、これまで人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進しているところですが、依然として、社会の様々な場面で、偏見や差別が存在しています。

このリーフレットでは、近年の人権侵害の状況や、本県で発生した人権侵害の実例をご紹介します。

県民の皆さんが人権問題を考える参考にしていただければ幸いです。



令和5年3月

福岡県福祉労働部 人権・同和対策局

人権侵害の状況

法務省：人権侵犯事件(令和4年)

人権侵害の疑いがあるとして、令和4年に全国の法務局が調査を行った「人権侵犯事件」は約7,859件で、前年に比べ722件(8,4%)減少しています。このうち、インターネットを利用した人権侵犯事件は1,087件で、前年に比べ16,7%減少しています。また、学校におけるいじめ事案は1,047件(対前年比10,4%減少)で、全事件数の13,3%を占め、依然として高い水準で推移しています。

単位：件

	平成29年	平成30年	平成31/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
事件総数	19,533	19,063	15,420	9,589	8,581	7,859
(インターネット上の人権侵害情報に関する事件)	(2,217)	(1,910)	(1,985)	(1,693)	(1,306)	(1,087)
(学校におけるいじめ事案)	(3,169)	(2,955)	(2,944)	(1,126)	(1,169)	(1,047)

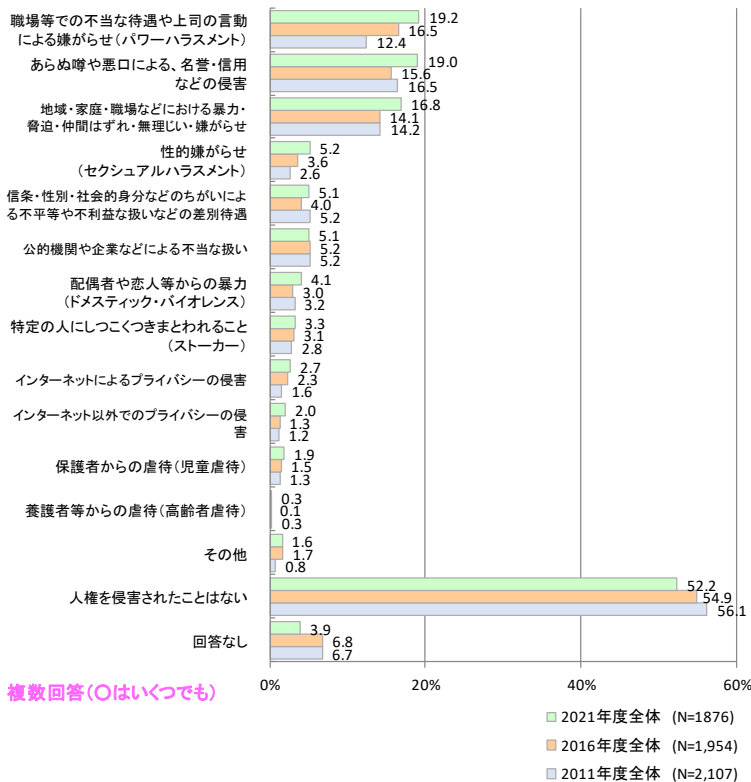
福岡県：人権問題に関する県民意識調査(令和3年度)

～あなたは、これまで人権を侵害されたことがありますか？～

令和3年度に実施した「人権問題に関する県民意識調査」では、「これまでを受けた人権侵害」として

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ」 **19.2%**
 - ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉信用などの侵害」 **19.0%**
 - ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」 **16.8%**
- がワースト3となっています。

※ 「配偶者や恋人等からの暴力(DV)」(4.1%)など、一見小さい割合のようですが、福岡県の有権者423万人を母集団とする調査結果ですから、統計上は県全体で約17万人前後がDVの被害を受けたこととなります。



事例1：障がいのある人の人権

障がい者就労支援施設における暴行事件

平成25年2月、県内の障がい者施設の男性職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕されました。また、逮捕後、この容疑者は他県の系列施設でも障がいのある人にさまざまな虐待などを行っていたこともわかっています。

障がい者施設は、障がいのある方々が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設置されているものです。そのような施設において、虐待行為が起こることは断じてあってはならないことです。

[新聞見出し(H25.2.10)]

■障がい者虐待事件の概要

発生場所	NPO法人が運営する障がい福祉サービス事業所
加害者	同施設の男性職員
虐待の内容 (逮捕容疑)	・男性利用者の頭の上に的を置き、千枚通しでダーツをした ・エアガンで撃つ 等

福岡元施設次長、虐待容疑
入所者頭上で「ダーツ」

福岡県の取組

県では、毎年、障がい者施設の管理者や従事者に対して、障害者基本法や障害者虐待防止法の周知徹底、障がいのある人の権利擁護などについて、研修を実施するとともに、施設内においても改めて研修の実施を促すなど指導を行ってきたところです。

この事件を踏まえ、障がい者施設の職員に対する虐待の実例を交えた指導の実施、障害者施設における虐待防止体制の整備の推進など、再発防止のための取組を進めています。

事例2:こどもの人権

母と知人による児童虐待事件

令和3年3月、県内で、自身の子どもの食事を制限して低栄養状態にして死なせたとして、母親とその知人が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕されました。

亡くなった子どもは、食事を抜かれるなどの虐待を日常的に受けていたとみられています。

【西日本新聞ニュース】

**5歳餓死、母と知人女を逮捕 食事与えず致死容疑
福岡・篠栗町**

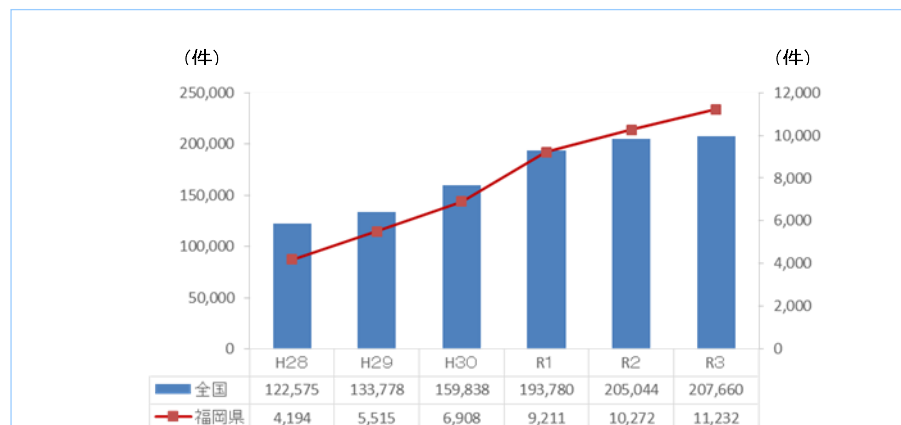
2021/3/3 6:00

福岡県の取組

県では、児童相談所の相談援助体制を強化するため、児童虐待防止法が改正された平成28年から令和4年度までに、県内6つの児童相談所の児童福祉司を73名から138名と大幅に増員するとともに、保健師、警察官、弁護士を配置するなど、体制強化を図ってきました。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目のない取組を実施します。

児童虐待相談対応件数



事例3：高齢者の人権

認知症の父親に対する高齢者虐待

[新聞見出し(H22.11.10)]

平成22年11月、県内の男性が同居する76歳の父親に対する暴行と傷害の疑いで逮捕されました。

約3年前から認知症で動作が不自由になった父親に腹を立て、日常的に暴力をふるい、顎の骨を折るなどの重傷を負わせた虐待行為でした。

認知症の父親虐待
傷害容疑などで男逮捕

福岡県の取組

県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指すべき基本的な政策目標を定め、取り組むべき施策の方向を明らかにしています。

第9次福岡県高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）では、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念としています。

この中で、高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めています。

県内における養介護施設従事者等による虐待

	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
虐待件数	20件	22件	24件	20件	27件

事例4：部落差別事案

部落差別(同和問題)に関する差別落書き等

令和3年6月、県内の公共施設で、悪質な部落差別落書きが発見されています。

また、差別メモを児童・生徒が通学中に拾得する事件や、インターネット上での差別書込みが発生しています。

インターネットの動画サイトでは、特定の地域を同和地区であると指摘する動画を配信するといった事案も発生しています。

福岡県の取組

部落差別は、人の心を傷つけるだけでなく、憲法で保障された基本的人権を侵害する行為であり、決して許すことのできないものです。県では、法務局や県内市町村と連携しながら、部落差別のない社会の実現に向け、教育・啓発を進めています。

部落差別を解消するためには、全ての人が人権尊重の意識を持ち、行動や態度、言葉で表していくことが必要です。県や市町村などで開催されている研修会や講演会に積極的に参加いただき、この問題について理解を深めてくださるようお願いいたします。

国は、平成28年に部落差別解消推進法を施行し、県においても平成31年に部落差別解消推進条例を施行しています。

今後も、条例に基づき、県民一人ひとりが部落差別の解消に関し理解を深めていただけるよう啓発に努め、部落差別のない社会の実現に向け取り組んでいきます。

部落差別（同和問題） —みんなの力で差別をなくそう—

昭和44（1969）年制定の「同和対策特別事業措置法」以降、30有余年にわたり部落差別（同和問題）の解消に向けた取組が進められました。

福岡県においても同和対策事業の実施によって、劣悪であった同和地区の生活環境は大きく改善され、奨学金制度の充実など教育への取り組みによって、「不就学児童・生徒」や「非識字」の問題も解消に向かい、高等学校等への進学率も上昇するなど、同和地区住民の生活実態も大きく変わりました。

しかし、同和地区住民の産業・労働問題については今なお重い課題が残されているほか、福岡県が実施している「県民意識調査」にも一部あらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識、さらにはインターネット上での書込みなど、さまざまな形で差別事案が後を絶たない厳しい現実があります。

部落差別（同和問題）の解消のためには

私たちは、「差別はいけないことだ」ということはよく知っています。しかし、それだけでは部落差別（同和問題）はなくなりません。

まったくいわれのないこのような差別を解消するためには、まず私たち一人一人がその差別がどんなに不合理であるかを自らに問いかけ、自らの意識を見つめなおすことが必要です。

差別ほど人の心を傷つけるものはありません。何気なく発したつもりの言葉であっても、それによってはかりしれない心の痛みを覚える人がいることを決して忘れないようにしましょう。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が平成28年12月16日から施行されました。

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年福岡県条例第6号）を平成31年3月1日に施行しました。



福岡県福祉労働部人権・同和対策局
福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3325

「人権問題に関する県民意識調査」

令和3年8～10月に、福岡県の有権者5,000人を対象に調査を行い、1,876人の方から回答をいただきました。(全34問)

住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか？

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が14.1%で、「どちらかといえば避けると思う」20.3%を合すると34.4%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」29.1%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」28.5%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」21.0%が続いています。

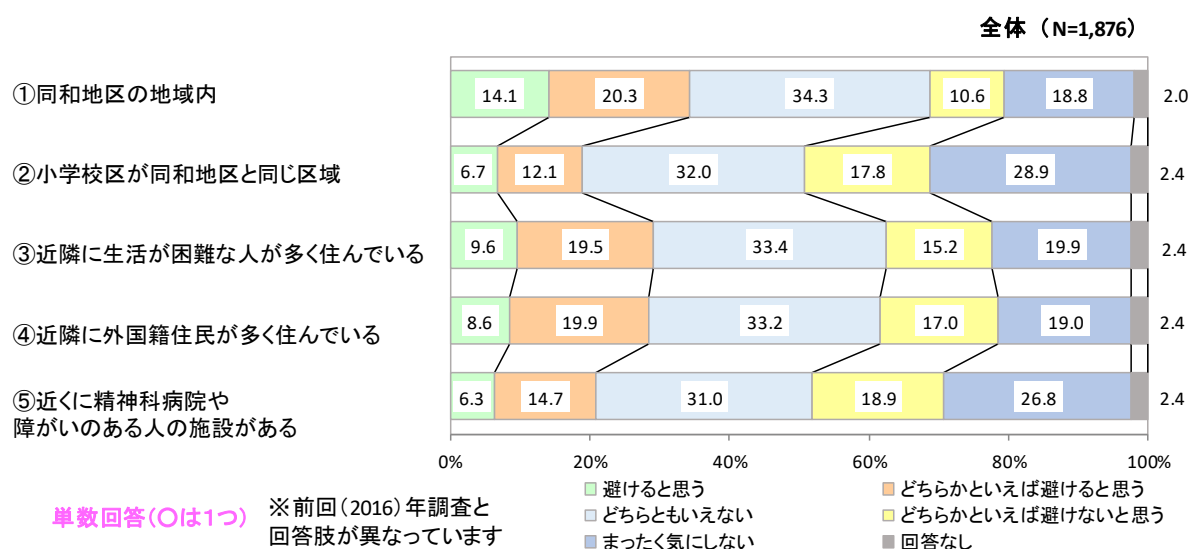
「小学校区が同和地区と同じ区域」は18.8%ですが、それでも2割弱は忌避意識を示しています。

引越しや宅地建物の取引において、「同和地区の物件ですか。」「その近くに同和地区がありますか。」といった役所等への問い合わせが行われています。

こういった問い合わせの背景には、ある土地（地域）について、「できれば避けたい。」といった意識（忌避意識）が残っているからではないでしょうか。

このように同和地区の有無を問い合わせたり、調査することは、結果としてその土地に住む人びと全体に対する差別を助長することとなります。

どこで暮らしているかによって差別することは人権を侵害することに他なりません。住んでいる土地によって差別されることの問題を私たち一人ひとりが考える必要があります。



講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題に係る啓発・研修講師団とその他の人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、福岡県が負担します。

【研修情報誌「すばる」について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した情報誌を作成しています。県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和啓発研修の対象となります。

詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉労働部

人権・同和对策局調整課

電話 092-643-3324

ファクシミリ 092-643-3326

障がい福祉の現場におけるハラスメント対策

障がい福祉サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることになり、令和3年に一部改定された運営基準（省令）において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントへの対策が明文化されました。事業主が講ずべき措置の内容及び講じることが望ましい取組について、新たに記載がありますので、遺漏なきようお願いします。

ハラスメント対策を講じるにあたっては、以下の厚生労働省ホームページ等を参考にしてください。

- 厚生労働省ホームページ「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- 厚生労働省ホームページ 「障害福祉の現場におけるハラスメント対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html

みんなで目指そう！LGBTフレンドリーなまちづくり

福岡県では、LGBTなど性的少数者の方々に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組みを進めています。

この取組みの一環として、性的少数者の方々への配慮事項などについて学べるガイドブックをNPO法人Rainbow Soup（レインボースープ）と協働し作成しました。

また、令和4年4月から、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

- 「レインボーガイドブック」
URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/rainbowguidebook.html>
- 「福岡県パートナーシップ宣誓制度」
URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>

事故発生時の対応について

障がい福祉サービス等の提供中に事故及び事件が発生した場合は、利用者の家族等に連絡し、対応について説明を行うとともに、県及び支給決定市町村に「事故報告書」（別添）を提出してください。（事故報告書の提出先は下記参照）

事故等が発生した場合は、同様の事故が再び起こらないように、事故等が発生した要因分析、再発（未然）防止のための改善策の検討、改善策の実践を行っていただき、その取り組み内容を事故報告書に記入してください。

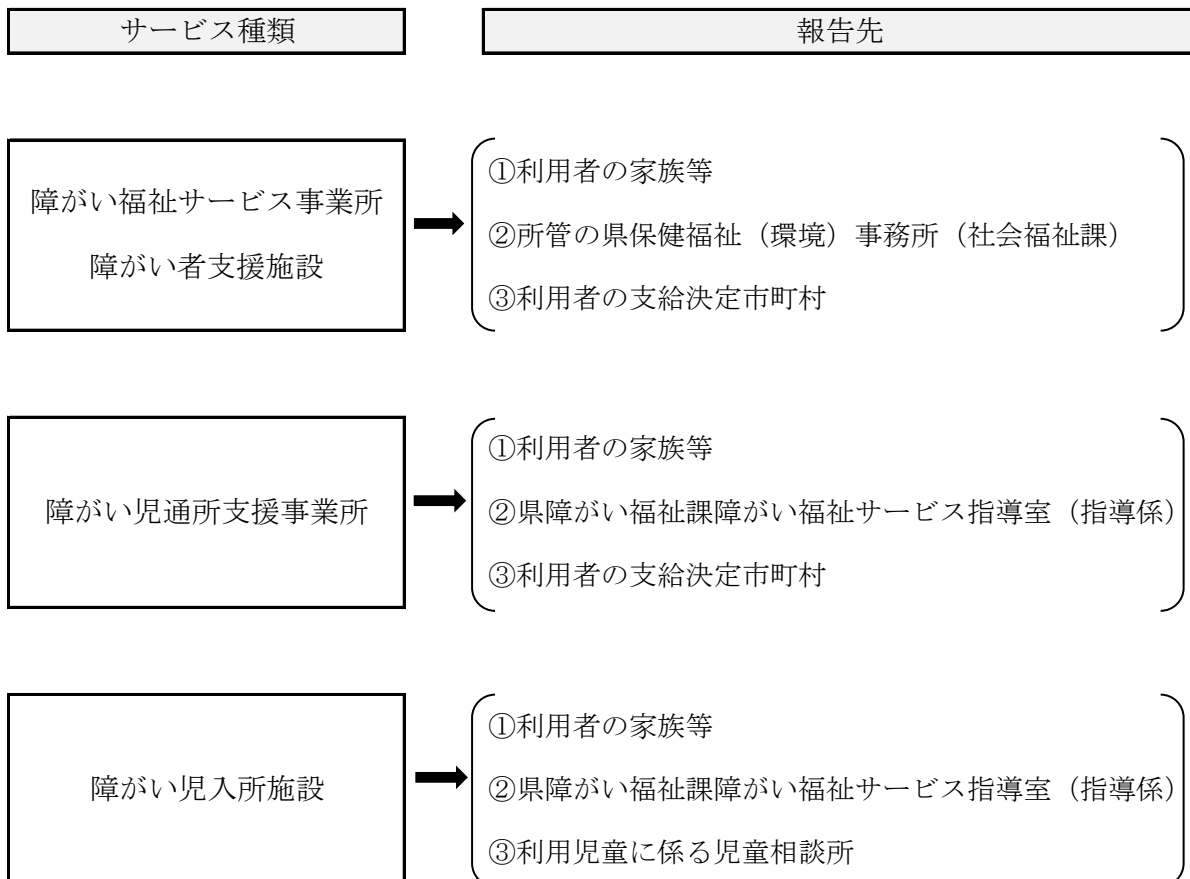
<報告を要する案件>

- ・入所者、入居者の施設（ホーム）外での死亡（入院中、帰宅中等）
- ・所在不明、犯罪行為・触法行為
- ・食中毒、感染症
- ・骨折、誤嚥、誤薬
- ・送迎中の交通事故
- ・利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故、予期していなかったアクシデントなど

【障がい福祉サービス事業所等における事故報告の流れ】

※下記フロー図は県所管の障がい福祉サービス事業所等が報告を行う場合を示しています。

※下記①、②及び③全てに連絡を行い、必要な措置を講じてください。



(表面)

事故報告書

		記入者		記入年月日		令和 年 月 日 ()		
				提出年月日		令和 年 月 日 ()		
事業所名		事業所所在地						
事業種別		事業所電話番号						
利用者	(フリガナ) 氏名	年齢	性別	受給者番号				
	障がい種別	(該当するものに○を付けてください。) 身体障がい 知的障がい 精神障がい (発達障がいを除く) 発達障がい その他心身の機能の障がい					障がい支援区分	
	住所	電話番号		- -				
援護の実施者等	利用者の属する市町村名 (担当課・担当者名)	報告年月日		令和 年 月 日 ()				
	事業所所在地の市町村名 (担当課・担当者名)	報告年月日		令和 年 月 日 ()				
事故等の概要	日時	令和 年 月 日 () 時 分		(状況図)				
	発生場所							
	事故等の種類	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> 誤嚥・誤飲 <input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 暴力行為 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 事業所の事故(火災等) <input type="checkbox"/> その他 ()						
	対応窓口 (担当者)							
	事故等の内容 (具体的に)							
発見時の状況	第一発見者							
	発見時の状況	【 <input type="checkbox"/> 介護中 <input type="checkbox"/> リハビリ中 <input type="checkbox"/> レクリエーション中 <input type="checkbox"/> 食事中 <input type="checkbox"/> 移動中 <input type="checkbox"/> その他 ()】						
事故時の対応	応急処置の概要	(対応者・時間等を明確に)						
	治療等を行った医療機関等	診断結果						
	治療・処置内容							
	連絡した関係機関	連絡日時		令和 年 月 日 () 時 分				
		連絡日時		令和 年 月 日 () 時 分				
		連絡日時		令和 年 月 日 () 時 分				
家族等への説明状況								
損害賠償の発生状況								

その後の経過	その後の経過	
	顛末（結果）	
再発（未然防止）のための取り組み	事故等が発生した要因分析	
	再発（未然）防止のための改善策	
	改善策の実践状況	
※事故発生後、本県に対して速やかに報告ができていない場合その理由		
(備 考)		

公印省略

5 障 第 5 1 4 号

令和 5 年 5 月 1 6 日

指定障がい福祉サービス事業所等管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

指定障がい福祉サービス事業所等における風水害対策の強化について

日頃より本県の障がい福祉の向上に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、集中豪雨や台風など災害発生の懸念される時期が近づいてきました。近年の災害は、広範な地域において多くの人命や家屋への被害をもたらし、県内の障がい福祉サービス事業所等においても被害を受けました。

貴職におかれましては、それぞれの事業所等における非常災害に関する計画を改めて確認のうえ、風水害対策に万全を期すとともに、万が一災害が発生した場合には利用者等の安全確保を第一として迅速に対応されるようお願いいたします。

なお、被災した場合には、まず利用者等を守る適切な対応を行った後に、別添「被災状況報告書」（様式1）により、所管の保健福祉（環境）事務所又は障がい福祉課障がい福祉サービス指導室へ速やかに報告いただきますようお願いいたします。

報告様式については、県のホームページにも掲載しますので、御活用ください。

【報告様式掲載先】

県庁トップページ>テーマから探す>健康・福祉・子育て>障がい福祉>障がい福祉情報

※ 風水害以外の災害（地震災害等）についても、被害がありましたら「被災状況報告書」にて報告をお願いします。

問合せ先：障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係
TEL：092-643-3838
FAX：092-643-3304

被害があった場合のみ報告してください。

様式1

令和 年 月 日

〇〇保健福祉環境事務所長 殿
(〇〇課〇〇係)

(梅雨前線豪雨
台風〇〇号
その他()) による被災状況報告

1 施設概要

施設種別	施設名	定員	設置主体	所在地	罹災月日	担当者名	連絡先

2 人的被害 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。

(1) 入所者 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。			
	原因	被害内容	対応
(2) 職員等 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。			
	原因	被害内容	対応

3 物的被害 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。

(1) 建物 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。			
	原因	被害内容	対応
(2) その他 (ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。			
	原因	被害内容	対応

4 運営への影響(ある・ない)*「ある」場合は以下を記入してください。

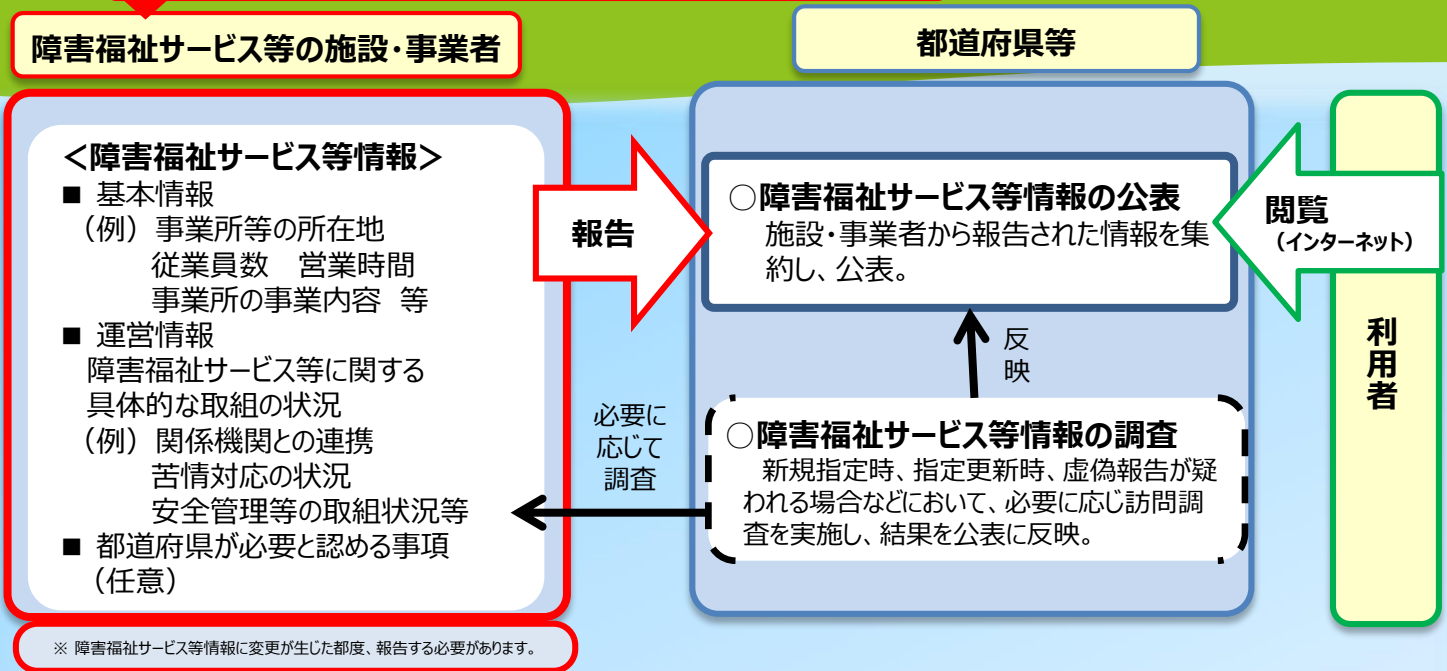
--

5 被害概算額・保険の状況

被害概算額: 円
保険の使用状況 (全額保険適用 ・ 一部保険適用 ・ 保険適用なし)

- * 2次災害の防止等について
入所者の安全確保等の運営面で適切な対応を行ってください。
- * 被災状況の記録について
写真等により被災状況を的確に記録してください。
- * 報告の期日
利用者等の安全を確保した上で、災害が生じた日からなるべく速やかに報告してください。
(利用者等の安全確保のため報告書を作成する暇がないことが予想されます。
その時には、電話での御報告でも構いませんので、報告内容を口頭で連絡してください。)

障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務があります



障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

事業者 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業者 事業所を所管する都道府県等に法人・事業所基本情報を F A X 送信票(裏面)にて報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順2

○ 情報公表システムより、ログイン I D・パスワードが通知されます。

事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

事業者 入力内容を確認後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
 - ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 **事業者** (修正の上、再度報告します。)
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

☆ 福岡県からの障害福祉サービス等情報公表制度に関するお知らせをご確認ください。

福岡県 障害福祉サービス等情報公表制度

検索

☆ WAM NETにおいて、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので、是非ご利用ください。

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoy/>



福岡県障がい福祉課
ページ内【その他のお知らせ】にあります。

お問い合わせ先：福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係

電話：092-643-3838 FAX：092-643-3304

メールアドレス：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp

情報公表システムにおける基本情報登録依頼書

障がい福祉サービス指導室 指導係 宛

法人情報	法人番号(13桁)	
	種類	
	(フリガナ)	
	名称	
	所在地	〒(—)
	電話番号	
	FAX番号	
	ホームページ URL	
	システムからの連絡用メールアドレス(※1)	
	代表者の職名/氏名	
	設立年月日(西暦)	

※1 情報公表システム上の審査・承認等は、都道府県、指定都市、中核市ごとに行いますので、他自治体に事業所がある法人については、福岡県用のアドレスを記入してください。

事業所情報	事業所番号(10桁)		
	(フリガナ)		
	名称		
	所在地	〒(—)	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
	ホームページ URL		
	管理者職名/氏名		
	サービスの種類(※2)	1	
		2	
3			
4			
5			

※2 サービスの種類の2行目以降は、同一事業所で複数のサービスを一体的に行う場合、すべて記載してください。

○情報公表システム担当者名

○連絡先

指定業務に関する各種届出について

運営体制等が変更になった場合、手続きごとに定められた期限までに届出等を行う必要があります。

また、手続きごとに必要となる様式、添付書類等が異なりますので、必要書類をご確認の上、提出ください。

1 提出期限

項目		提出期限（※1）
指定申請（※2）		指定予定月の前々月 16 日まで
変更届	名称（施設）の変更 等	変更があった日から 10 日以内まで
	所在地、定員増減等の変更（※2）	変更予定月の前々月の 16 日まで
加算	加算の変更（※3）	前月 15 日まで
	前年度実績によるもの	4 月中（新年度からの新規・変更の場合）
変更指定申請（※4）		変更予定月の前々月の 16 日まで
廃止・休止		変更予定日の 1 か月前まで
再開		再開の日から 10 日以内

※1 提出期限が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までとなります。

※2 指定申請や所在地変更、定員増の場合等については、事前協議（図面の確認等）を行う必要があります。

※3 16 日以降に届出がなされた場合、翌々月からの算定になります。

なお、加算要件を満たさなくなる場合や単位数が減少する場合は、すみやかに届出を行ってください。その場合、算定されなくなった事実が発生した日から減額となります。

※4 下記の①または②に該当する場合、変更指定申請の提出が必要です。

- ① 生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、児童発達支援、放課後等デイサービスに係る定員の増を行う場合
- ② 障がい者支援施設において、障がい福祉サービスの種類（生活介護、就労継続支援 B 型）を追加する場合

2 提出先

○ 指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設

事業所の所在地	提出先
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 TEL:092-513-5626 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25
古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所 TEL:092-939-1592 〒811-2318 粕屋町戸原東1-7-26
糸島市	糸島保健福祉事務所 TEL:092-322-1449 〒819-1112 糸島市浦志2-3-1
中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 遠賀分庁舎 TEL:093-201-4162 〒807-0046 水巻町吉田西2-17-7
直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 直方分庁舎 TEL:0949-23-3119 〒822-0025 直方市日吉町9-10
田川市、田川郡	田川保健福祉事務所 TEL:0947-42-9315 〒825-8577 田川市大字伊田3292-2
小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所 久留米分庁舎 TEL:0942-30-1072 〒839-0861 久留米市合川町1642-1
大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	南筑後保健福祉環境事務所 八女分庁舎 TEL:0943-22-6971 〒834-0063 八女市本村25
行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	京築保健福祉環境事務所 TEL:0930-23-2970 〒824-0005 行橋市中央1-2-1

○ 指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所施設の場合

事業所の所在地	提出先
<u>福岡市、北九州市、久留米市を除く</u> 福岡県内の市町村 (久留米市に所在する障がい児入所施設を除く)	福岡県庁 福祉労働部 障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係 TEL:092-643-3312 〒812-0057 福岡市博多区東公園7-7

指定更新について

- ・障がい者に係る指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設については、障害者総合支援法に基づき、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。
- ・また、障がい児に係る指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所施設についても、児童福祉法に基づき、6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。
- ・今年度は平成29年度指定事業所が更新時期となりますので、指定通知書等でご確認ください。
- ・指定更新については、新規に指定を受ける場合と同様の手続が必要であるため、事前準備をお願いします。
- ・多機能型事業所において、事業の追加等により有効期間の満了まで期日がある事業も併せて更新手続きが可能です。その場合、先に更新される事業の有効期限と同日付になります。

※下記から指定申請書様式をダウンロードして作成のうえ提出してください。

○障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所

福岡県庁HP トップページ

→組織から探す

→福祉労働部・障がい福祉課

→（見出し）障がい福祉事業所（指定）

→障がい福祉サービス事業所指定申請書類及び関係通知等

○障がい児通所支援事業所及び障がい児入所支援事業所

福岡県庁HP トップページ

→組織から探す

→福祉労働部・障がい福祉課

→（見出し）障がい福祉事業所（指定）

→【障がい児通所支援事業・入所施設】事業所指定申請書類及び関係通知等

○業務管理体制の整備について

1. 趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防ぐとともに、利用者または入所者の保護と障がい福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、平成24年4月1日から業務管理体制の整備・届出が義務づけられています。

まだ提出いただいていない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。

2. 届出先・お問い合わせ先

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉 部企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障がい児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内(政令市除く)に所在する事業者	市町村障がい福祉担当課
③ 事業所等が政令市、中核市のみ所在する事業者 ※ 中核市に障がい児入所施設が所在する場合を除く	各政令市、中核市 障がい福祉担当課
④ ①、②および③以外の事業者	福岡県障がい福祉課

3. 届出内容

指定事業所の数(※1)	届出事項
全ての事業所等	様式1号(障害者総合支援法)または2号(児童福祉法)(※2) 事業者等の名称又は氏名 事業者等の主たる事業所の所在地 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名 「法令遵守責任者」の氏名、年月日
事業者等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」の概要
事業者等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※1…事業所の数はサービス種類ごとに数えます。

同一法人内で、

A 事業所…居宅介護、重度訪問介護

B 事業所…生活介護、就労移行支援、就労継続支援 A 型

を行っている場合、事業所数は5つになります。

※2…それぞれの事業所の区分ごとに届出書の提出をお願いいたします。たとえば居宅介護と同行援護、計画相談支援を行っている場合、第1号様式の法第51条の2(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)と法第51条の31(指定一般相談支援事業者及び指定特定

相談支援事業者) の 2 枚の提出をお願いいたします。

第 1 号 様 式 (総合支援法)	法第 51 条の 2	居宅系事業所、日中活動系事業所、障がい者支援施設
	法第 51 条の 31	一般相談支援、特定相談支援
第 2 号 様 式 (児童福祉法)	法第 21 条の 6	指定障がい児通所支援事業者等
	法第 24 条の 19 の 2	指定障がい児入所施設等の設置者
	法第 24 条の 38 の 2	指定障がい児相談支援事業者

3. 届出書記入上の注意事項

1 「事業者」欄

- 事業者欄には事業所ではなく、法人(事業者)の情報を記入してください。

2 「事業所名称等及び所在地」欄

- 事業所名称を正確に記入してください。スペースが足りない場合は別紙でかまいませんので記入をお願いいたします。

3 「障害者総合支援法施行規則第 34 条の 28 及び第 34 条の 62 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項」欄

- 法令遵守責任者については何らかの資格を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

その他

- 「事業者(法人)番号」には記入しないでください。
- 第 1 号様式は障害者総合支援法に基づくサービス事業所、第 2 号様式は児童福祉法に基づくサービス事業所に提出していただくものです。お間違えのないようにお願いします。
- 届出事項の変更(第 3 号様式、第 4 号様式)はすでに届け出た事項に変更があった際に提出してください。なお、「5、事業所名称等及び所在地」については、事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。
- この業務管理体制の届出は毎年提出するものではなく、変更が生じたときにその都度届け出ていただくものです。
- 詳しい記入要領や記入例は以下のホームページに掲載しているので参考にしてください。

県庁トップページ≫組織から探す≫福祉労働部障がい福祉課≫その他のお知らせ≫

「障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について」

をクリックしてください。

受付番号	
------	--

業務管理体制に係る届出書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容		(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）																	
		(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）																	
2 事 業 者	フリガナ																		
	名称又は氏名																		
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)																	
	連絡先	電話番号							FAX番号										
	法人の種別																		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名					フリガナ 氏名					生年月日	年 月 日						
	代表者の住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)																	
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地														
		計	カ所																
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の該当する条文（事業者の区分）		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)																	
		(2) 法第51条の31（指定相談支援事業者）																	
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）												生年月日					
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要																	
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課																		
	事業者（法人）番号																		
	区分変更の理由																		
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課																		
	区分変更日		年 月 日																

受付番号	
------	--

業務管理体制に係る届出事項変更届出書

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の種別、名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号 3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 |
|---|

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)

障がい福祉課の許可申請・届出関係資料のダウンロードについて

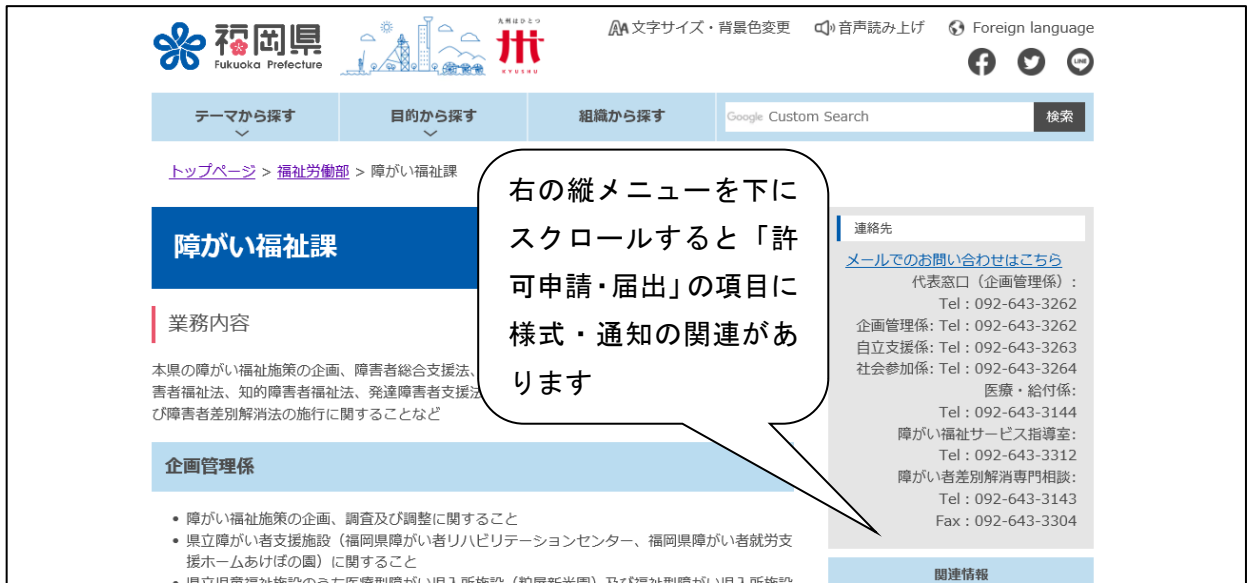
- 1 福岡県庁トップページの「組織から探す」をクリック
- 2 「所属一覧」が表示されたら「福祉労働部」の「障がい福祉課」をクリック
- 3 「障がい福祉課」のページが表示されたら、右縦メニュー欄の「関連情報」の「許可申請・届出」より指定事業者に関する資料をクリックしてください。

「福岡県庁トップページからのアクセス方法」

(アドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)



障がい福祉課のページ



障がい福祉サービスに係る質問受付について

事業者からの質問受付の電子照会について

県が所管する障がい福祉サービス等の事業者からの問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、事業者から福岡県への照会は簡易電子申請システムにより行うよう御協力をお願いします。

質問（電子照会）に対する回答は、各所管の部署から行います。

(表 1)

種別	回答先
障がい福祉サービス事業所 障がい者支援施設	各保健福祉（環境）事務所
障がい児通所支援事業所 障がい児入所支援施設 地域相談支援事業所	障がい福祉サービス指導室

電子照会等の対象事務について

次の事務に係る県所管の障がい福祉サービス等の事業者からの照会等は、簡易電子申請システムで行うこととし、各所管の部署からは電話、メール等により回答します。

(1) 対象事務

県所管の既存事業者からの障がい福祉サービス、障がい児通所支援等に係る事業所運営に関する法令・通知・事務処理等の解釈・適用に関する県（簡易電子申請システム）への問い合わせ。

(表 2) <簡易電子申請システムにより照会を受け付ける事務>

対象事務	対象外事務
○事業所運営中、次の事務 ・人員配置等の指定基準 ・加算等の報酬算定事務 ・障がい福祉サービス等の情報公表制度 ・指導監査（集団指導を含む。）事務 ・業務管理体制 ・指定更新、変更届、体制届出 ・変更等の認可 ・喀痰吸引等行為（特定の者対象）に関する事務 ・固定資産税に係る非課税証明 等	○事業所運営中、次の事務 ・災害、虐待、感染症、事件、事故、通報等 ・新規（定員増の変更申請を含む。）の指定・認可の協議 ○事業所運営ではない事務 ・施設整備などの補助金事務 ・財産処分 ・県からの照会事務 （別に指定するものは除く。） ・処分に対する不服申し立て 等

人員・設備・運営に関する基準、報酬に関する基準等のお問い合わせは、厚生労働省及びこども家庭庁の関連ページにて御確認の上、簡易電子申請システムによりお問い合わせいただくようにしてください。

(厚生労働省関連アドレス)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaijahuku-shi/service/index_00001.html

(こども家庭庁関連アドレス)

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijshien/>

※上記アドレス内の「障害福祉サービスに係る Q&A」等に同様の質問内容が掲載されていないか事前に御確認のうえ照会を行うようにしてください。

(2) 県への照会方法

簡易電子申請システムにて照会（電話による照会はお控えください。）

○福岡県簡易電子申請システム

・ URL :

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=wQdvpmJS>

・ QR コード :



○運用開始日

令和 5 年 12 月 11 日

注 1 : 県への質問は、余裕を持って県簡易電子申請システムより照会してください。

注 2 : 市町村が所管する事業に係る報酬算定や指定基準などに関する問い合わせは、所管する市町村が回答するものであり、県では回答できないため、問い合わせをお控えください。

「強度行動障がいがある方への支援事例集」の作成について

○「強度行動障がい」とは

「強度行動障がい」とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」のことをいいます。

○事例集作成の背景

県では、平成27年度から、障がい福祉サービス事業所等において強度行動障がいのある方を支援する従業者を対象に強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）を実施し、適切な支援を行う人材の育成を図ることにより、受入体制の整備を進めてきました。また、これまでに事業所において強度行動障がいのある方を受け入れ、専門的な支援等を行うことにより、その状態が改善した事例があるとの報告を受けています。

今回、こうした改善事例を収集・整理し、市町村担当部署や障がい福祉サービス事業所等の関係者に広く周知することで、受入体制の整備がより進むよう取り組むこととしました。

○資料掲載箇所

福岡県ホームページ > テーマから探す > 健康・福祉・子育て >
障がい福祉 > 障がい福祉サービス事業所 > 令和5年度集団指導について >
2.参考資料 > (7) 事例集

介護職員等による喀痰吸引等（特定行為）の実施について

1 介護職員等による喀痰吸引等に係る制度の改正について

平成 24 年 4 月 1 日から、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）の施行に伴い、介護職員等においても、一定条件の下で喀痰吸引等（特定行為）業務を実施できるようになっています。

喀痰吸引等（特定行為）業務とは、①口腔内の喀痰吸引②鼻腔内の喀痰吸引③気管カニューレ内部の喀痰吸引④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養⑤経鼻経管栄養の 5 種類です。

喀痰吸引等（特定行為）業務の実施が認められる介護職員等とは、認定特定行為業務従事者として都道府県知事が認定した者に限られ、また、喀痰吸引等（特定行為）業務を実施する事業所は、登録特定行為事業者として都道府県知事が登録した事業所である必要があります。

制度の概要については、別紙の厚生労働省パンフレットの内容をご覧ください。

2 各種登録申請手続きについて

介護職員等による喀痰吸引等（特定行為）業務を実施するためには、認定証の交付及び事業者登録の手続きが必要になります。

(1) 認定特定行為業務従事者の認定証交付申請に関する手続きについて

都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等の研修を修了された方は、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請の手続きが必要となります。

なお、看護師又は准看護師の資格保持者は、当該手続きを行わなくても喀痰吸引等（特定行為）業務を実施することができます。

※手続きの概要については、厚生労働省パンフレット P4 を参照してください。

※県が委託して実施する福岡県喀痰吸引等研修は、令和元年度から「講師養成課程」のみが実施されます。

※登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修は、引き続き、全課程（基本研修＋実地研修）及び実地研修課程が実施されます。

※認定特定行為業務従事者の認定証の交付事務手続きについて、「認定特定行為業務従事者認定証（特定の者）の交付事務について」のとおり取り扱うこととしました。（令和 5 年 1 2 月 1 日～）

(2) 登録特定行為事業者の登録申請に関する手続きについて

喀痰吸引等（特定行為）業務を実施するためには、医療機関や訪問看護ステーションとの連携体制の確保、安全委員会の設置等、一定の基準を満たした上で、登録特定行為事業者の登録申請の手続きが必要となります。

喀痰吸引等（特定行為）業務を実施するサービスにより、申請先が異なりますので、下記 5 をご確認ください。

※登録基準の概要については、厚生労働省パンフレット P6 を参照してください。

(3) 登録研修機関の登録申請に関する手続きについて

認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる研修を実施するためには、登録研修機関の登録申請の手続きが必要になります。（登録後、5 年毎の更新が必要）

※研修の概要については厚生労働省パンフレット P3、登録基準の概要については同パンフレット P5 を参照してください。

3 新型コロナウイルス感染症発生に伴う研修の実施における対応について

新型コロナウイルス感染症発生に伴い、令和2年4月24日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症発生に伴う喀痰吸引等研修の実施における対応について」により、感染拡大を防ぐため、基本研修（講義）に限り、インターネット等を活用した通信・遠隔研修の実施が可能となっています。

4 ホームページ掲載場所について

制度及び手続きに関する資料や各種様式等はホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<福岡県庁ホームページ 掲載場所>

- 組織から探す
- 「福祉労働部・障がい福祉課」
- 「（見出し）「たんの吸引等（3号研修認定・事業所登録）」
- ・手続き関係は、「特定行為事業者登録申請等に関する手続きについて」「認定特定行為業務従事者の認定証交付申請に関する手続きについて」参照
- ・要綱関係は、「福岡県喀痰吸引等業務の登録等に関する要綱の改正について」参照

5 お問い合わせ先・提出先

<障がい福祉サービス事業所等におけるたんの吸引について／特定の者研修について>

福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3312（直通）
FAX 092-643-3304

<介護保険事業・高齢者施設におけるたんの吸引について／不特定の者研修について>

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室
TEL 092-643-3327（直通）
FAX 092-643-3253

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）
管理者 殿

福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室
（指定係）

認定特定行為業務従事者認定証（特定の者）の交付について

日頃より、本県の障がい福祉行政に御尽力いただきありがとうございます。

さて、標記の交付事務につきまして、申請・交付の時期を明確にし、利用者の支援開始の時期を見通しやすくすること、また事務処理の効率化や正確性の確保を図るため、令和5年12月1日以降の申請については、次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

事業者の皆様におかれましては、変更点に御留意の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

1 提出物の追加（変更点1）

- ・認定証の記載事項等について、別添の EXCEL ファイルに必要事項を入力し、書類発送時に併せてメールで送付してください。
- ・認定証の送付先を記載し、必要な切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

2 認定証の申請受付と交付の時期（変更点2）

認定証の交付（発送）は毎月2回を基本とし、受付期間に応じ認定証を発送します。具体的には、次のスケジュールを御確認ください。

【令和5年度の申請受付・認定証発送スケジュール】

受付期間	認定証発送予定日	受付期間	認定証発送予定日
12/ 1(金)～12/ 8(金)	12/15(金)	2/ 5(月)～ 2/16(金)	2/22(木)
12/11(月)～12/22(金)	12/28(金)	2/19(月)～ 3/ 1(金)	3/ 8(金)
12/25(月)～ 1/ 5(金)	1/12(金)	3/ 4(月)～ 3/15(金)	3/22(金)
1/ 9(火)～ 1/19(金)	1/26(金)	3/18(月)～ 3/29(金)	4/ 5(金)
1/22(月)～ 2/ 2(金)	2/ 9(金)		

※ 左欄の受付期間に、当室へ申請資料と上記1のメールが到着したのについて、右欄の日に認定証を発送します。

※ 申請書類等に不備があった場合には、上記の限りではございませんのでご留意ください。

認定特定行為業務従事者の認定証交付申請(特定の者)に関する手続きについては下記HPをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakutan-ninteisyo.html>

○お問合せ先

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室指定係

○メール送信先

shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp



平成24年4月から、介護職員等による喀痰吸引等
（たんの吸引・経管栄養）についての制度が始まります。

～介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成23年法律第72号）の施行関係～

平成23年11月

厚生労働省

たんの吸引等の制度

（いつから始まりますか）

平成24年4月から、
「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正（※）により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、**医療や看護との連携による安全確保が図られていること等**、一定の条件の下で『**たんの吸引等**』の行為を実施できることとなります。

※「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号）の第5条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正が行われました。

（対象となる医療行為は何ですか）

【たんの吸引等の範囲】

今回の制度で対象となる範囲は、
○たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
○経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）
です。

※実際に介護職員等が実施するのは研修の内容に応じ、上記行為の一部又は全部です。

（誰が行うのでしょうか）

今回の制度では、医師の指示、看護師等との連携の下において、

○介護福祉士（※）
○介護職員等（具体的には、ホームヘルパー等の介護職員、上記以外の介護福祉士、特別支援学校教員等）であって一定の研修を修了した方が実施できることとなります。

※介護福祉士については平成27年度（平成28年1月の国家試験合格者）以降が対象。

（どこで行われるのでしょうか）

特別養護老人ホーム等の施設や在宅（訪問介護事業所等から訪問）などの場において、介護福祉士や介護職員等のいる**登録事業者**（P-6参照）により行われます。

※登録事業者には、介護保険法や障害者自立支援法の施設や事業所などが、医療関係者との連携などの一定の要件を満たした上でなることができます。

《参考：これまでの背景》

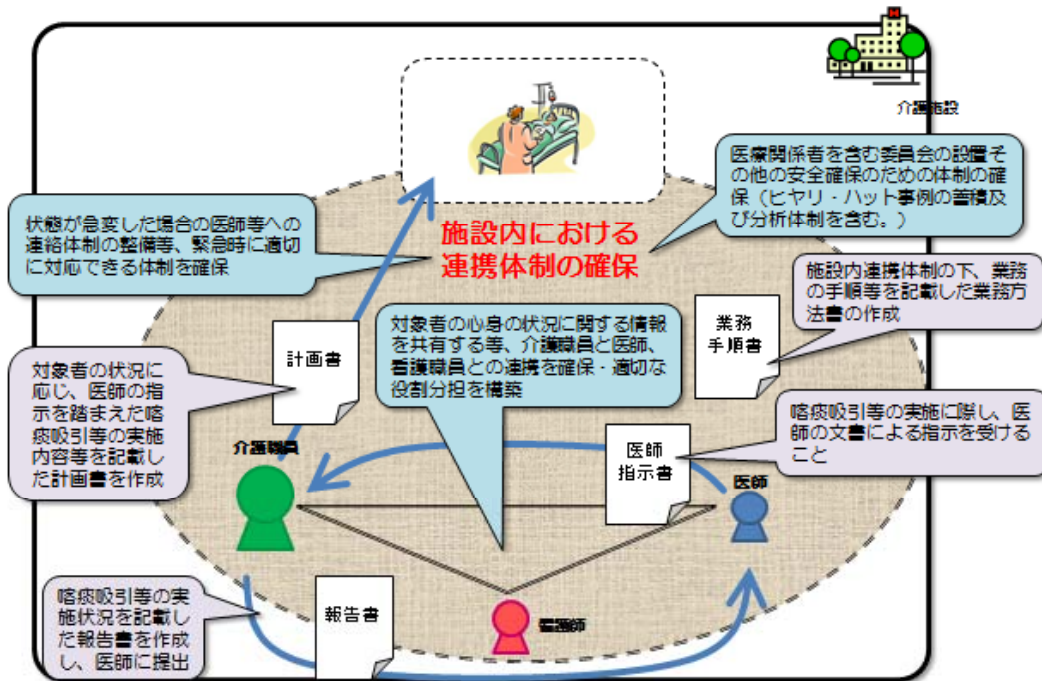
これまで介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として一定の要件の下に運用（実質的違法性阻却）されてきましたが、将来にわたって、より安全な提供を行えるよう今回法制化に至りました。

なお法制化にあたっては、利用者を含む関係者から成る検討の場（介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会）が設けられました。

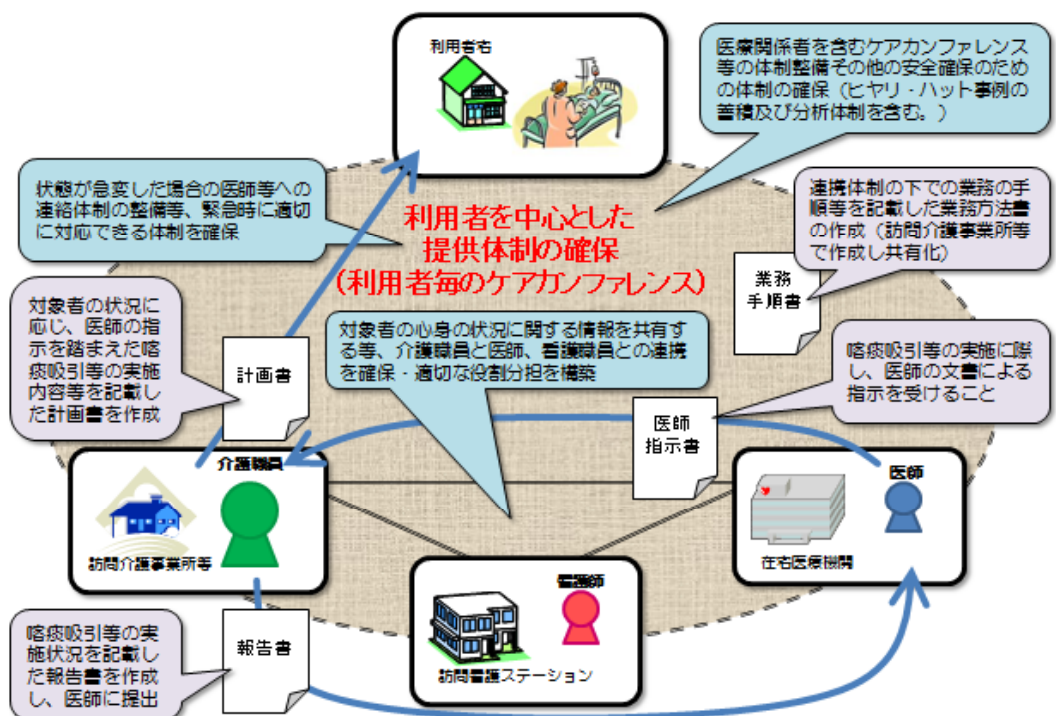
たんの吸引等の提供イメージ

施設・在宅どちらにおいても医療関係者との連携の下で安全に提供できる体制を構築します。

～施設の場合～



～在宅の場合～



たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）

介護福祉士や介護職員等が、たんの吸引等を行うためには、
 ○介護福祉士はその養成課程において、
 ○介護職員等は一定の研修（『喀痰吸引等研修』）を受け、
 たんの吸引等に関する知識や技能を修得した上で、はじめてできるようになります。

※ただし、現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている者（経過措置対象者）については、こうした研修で得られる知識及び技能を有していることが証明されれば認められる旨、法律上の経過措置が定められています。

【研修機関・養成施設など】

喀痰吸引等研修の研修機関

都道府県庁



登録研修機関



※P-5を参照。

介護福祉士の養成施設など

養成施設



養成施設
（福祉系高校等）

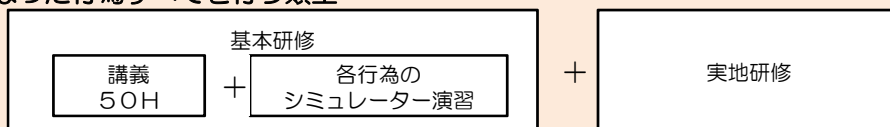


※介護福祉士は養成課程の中で学びます。

「喀痰吸引等研修」

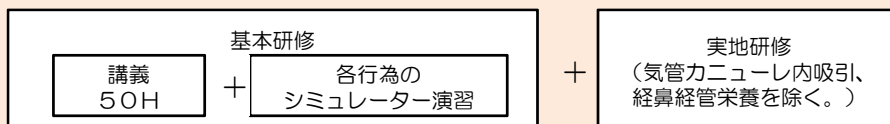
研修には、3つの課程が設けられています。
 こうした研修も医師や看護師が講師になり行われます。

○今回対象となった行為すべてを行う類型

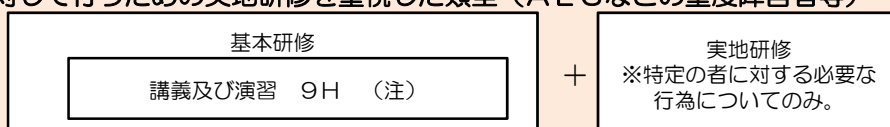


○対象となった行為のうち、気管カニューレ内吸引、経鼻経管栄養を除く類型。

※講義と演習は全て行いますが、実地研修の一部が除かれます。



○特定の方に対して行うための実地研修を重視した類型（ALSなどの重度障害者等）

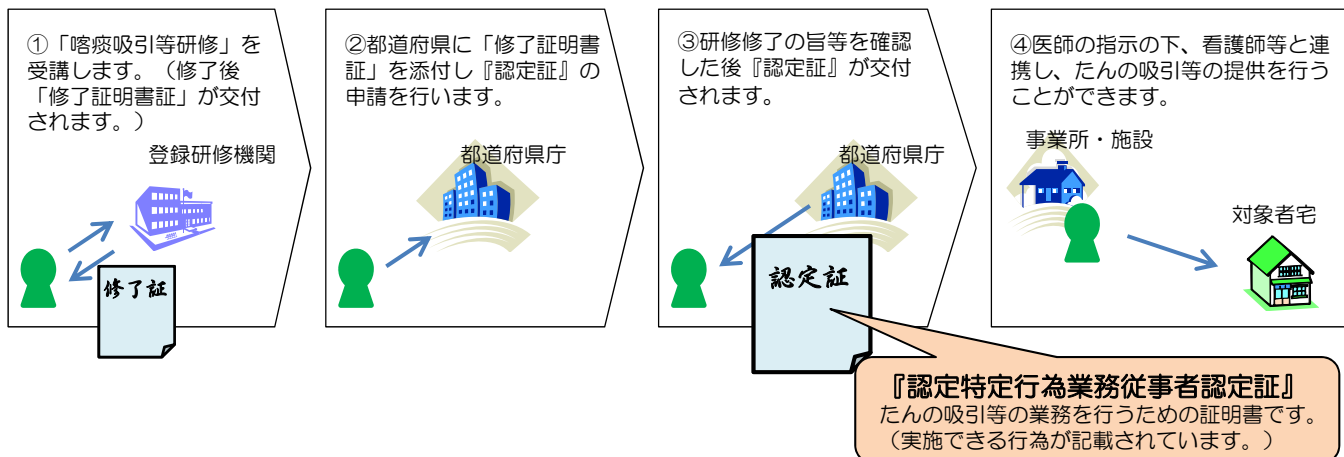


（注）重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間

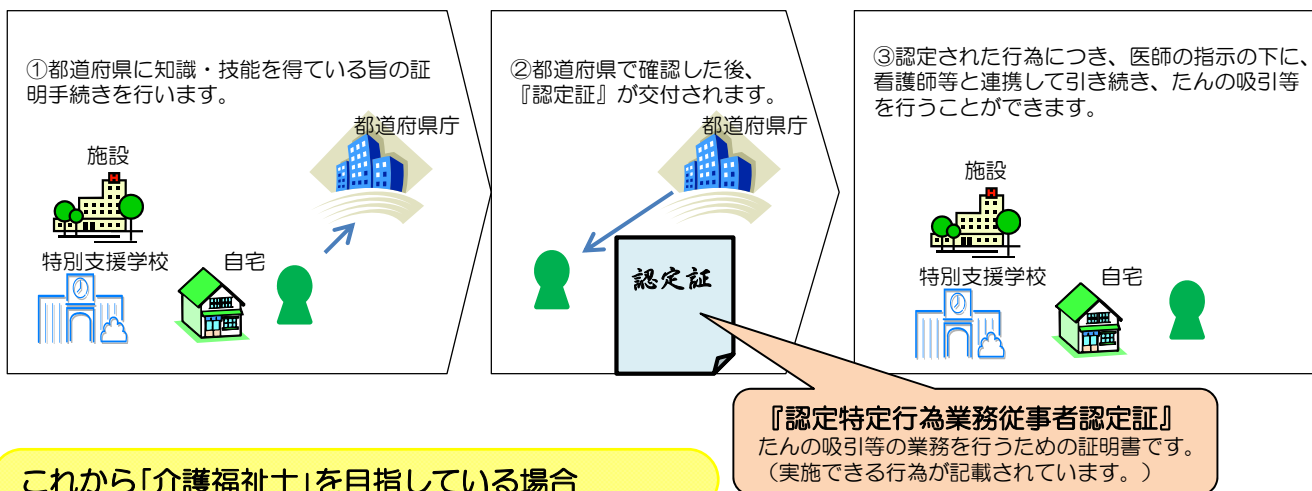
たんの吸引等の業務ができるまで（例）

介護職員等、経過措置対象者、介護福祉士それぞれ以下の様な手続きが必要となります。

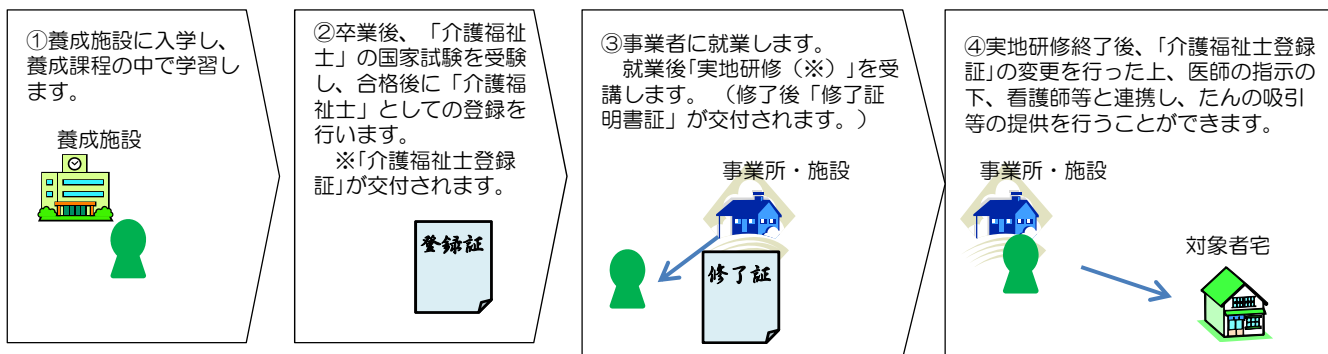
現在、介護職員等として、事業者や施設に就業している場合



現在、既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている場合 ※通知の範囲に限られる。



これから「介護福祉士」を目指している場合



（※）登録事業者における「実地研修」

介護福祉士については養成課程において「実地研修」を修了していない場合、事業者において必要な行為毎に「実地研修」を行わなければならないことが義務づけられています。

登録研修機関

- たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）は、都道府県または「登録研修機関」で実施されます。
- 「登録研修機関」となるには都道府県知事に、一定の登録要件（登録基準）満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- 登録研修機関には、事業者、養成施設もなることができます。
- また、「認定証（認定特定行為業務従事者認定証）」の交付事務について、都道府県から委託を受けることもできます。

登録基準（登録研修機関の要件）

- たんの吸引等の実務に関する科目については、医師、看護師等が講師となること。
- 研修受講者に対し十分な数の講師を確保していること。
- 研修に必要な器具等を確保していること。
- 以下の研修に関する事項を定めた「業務規程」を定めること。
 - ・研修の実施場所、実施方法、安全管理体制、料金、受付方法等
- 研修の各段階毎に修得の程度を審査すること。（筆記試験及びプロセス評価）
- 都道府県に対する研修の実施状況の定期的な報告
- 研修修了者に関する帳簿の作成及び保存 など

登録事業者（登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者）

- 個人であっても、法人であっても、たんの吸引等について業として行うには、登録事業者（※）であることが必要です。
- 登録事業者となるには都道府県知事に、事業所ごとに一定の登録要件（登録基準）を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となります。
- （※）登録喀痰吸引等事業者（H27年度～ 従事者に介護福祉士のいる事業者）
登録特定行為事業者（H24年度～ 従事者が介護職員等のみの事業者）

登録基準（登録事業者の要件）

◎医療関係者との連携に関する事項（実際のたんの吸引等の提供場面に関する要件です。）

- たんの吸引の提供について、文書による医師の指示を受けること。
- 介護職員と看護職員との間での連携体制の確保・適切な役割分担（対象者の心身の状況に関する情報の共有を行う等）
- 緊急時の連絡体制の整備
- 個々の対象者の状態に応じた、たんの吸引等の内容を記載した「計画書」の作成
- たんの吸引等の実施状況を記載した「報告書」の作成と医師への提出
- これらの業務の手順等を記載した「業務方法書」の作成 など

◎安全確保措置など（たんの吸引等を安全に行うための体制整備に関する要件です。）

- 医療関係者を含む委員会設置や研修実施などの安全確保のための体制の確保
- 必要な備品等の確保、衛生管理等の感染症予防の措置
- たんの吸引等の「計画書」の内容についての対象者本人や家族への説明と同意
- 業務上知り得た秘密の保持 など

◎介護福祉士の「実地研修」

※「登録喀痰吸引等事業者（平成27年度～）」における登録基準となります。

- 養成課程において「実地研修」未実施の介護福祉士に対する「実地研修」の実施
 - ・登録研修機関において行われる「実地研修」と同様以上の内容で実施
 - ・修得程度の審査を行うこと
 - ・「実地研修修了証」の交付を行うこと
 - ・実施状況について、定期的に都道府県に報告を行うこと など

たんの吸引等に関するQ & A

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は、すべてたんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか？

(A) すべての人が受ける必要はありません。

ただし現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。

また、認定を受けていなければ、たんの吸引等の業務が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 現在、介護保険法や障害者自立支援法のサービス事業所や施設は全て、登録事業者になる必要がありますか？

(A) すべての事業所や施設が登録事業者になる必要はありません。

ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

(Q) 現在、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている場合は、平成24年4月以降も引き続き行えるのでしょうか？

(A) 現在既に一定の要件の下でたんの吸引等の提供を行っている方については、たんの吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けた者と同等以上の知識及び技能を有していることについて、都道府県知事の認定を受ければ引き続き行えます。（※具体的な手続きは、今後、お示ししていきます。）

(Q) 具体的な登録研修機関や登録事業者がどこにあるのかについては、どこに聞けばいいのか？

(A) 研修機関や事業者の登録先や「認定証」の交付申請先は各都道府県になります。

また、都道府県は登録研修機関や登録事業者が適正に事業を行っているか、指導監督を行う立場も担っておりますので、お尋ね、お困りの際は、各都道府県にお問い合わせください。

○福祉・介護職員の処遇改善について

1 基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善については、平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金（以下「助成金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度より助成金を障がい福祉サービス等報酬に移行し、障がい福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）が創設されました。

平成 27 年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、事業主が福祉・介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、福祉・介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、福祉・介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、福祉・介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組がより一層促進されるよう処遇改善加算が拡充されました。

平成 29 年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害福祉人材の職場定着の必要性、障害福祉サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる処遇改善加算の拡充が行われました。

令和元年 10 月の障害福祉サービス等報酬改定においては、職員の確保・定着につなげていくため、処遇改善加算に加え、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）が創設され、経験・技能のある障害福祉人材に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

令和 3 年度の障がい福祉サービス等報酬改定においては、特定加算について、平均の賃金改善額の配分について、障がい福祉人材間の配分ルールが見直されています。併せて、加算率の算定方法や、職場環境等要件について、福祉・介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点から見直しが行われています。

令和 4 年 10 月の障がい福祉サービス等報酬改定においては、令和 4 年 2 月から 9 月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」という。）が創設され、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。（以下、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算を総称する場合「処遇改善加算等」という。）

令和 5 年度においては、処遇改善等加算に係る実施計画書・実績報告書の様式の簡素化が行われています。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算等の算定対象外となっています。

2 処遇改善加算等の仕組みと賃金改善の実施等

○処遇改善加算等の仕組み

処遇改善加算等は、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算等を除く。）を加えた1月当たりの総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数により算定されます。

○処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施

① 賃金改善の考え方について

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければなりません。賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものであり、賃金水準を低下させてはなりません。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいとされています。

なお、令和5年度分からは、加算ごとに今年度の賃金改善見込額が加算見込額を上回ることを確認した上で、前年度との比較は3加算一体で計算するものとし、事業所毎の賃金総額や賃金改善額等の内訳の記載も不要としています。

② 賃金改善に係る留意点

処遇改善加算等を取得した障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算等の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、取得する加算に応じた基準を満たす必要があります。

なお、当該基準の達成に向けて取り組む費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意してください。

福祉・介護職員処遇改善加算

1 対象職員

障がい者施設等に従事する福祉・介護職員のうち次のいずれかの職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

（賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員、指導員等も含めて差し支えない）

※ 管理者（上記対象職種との兼務除く）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は対象外です。

2 加算の要件

（1）概要

- ① 年度ごとに賃金改善計画を作成・全従業員に周知の上、都道府県に届出をし、加算受給額を上回る賃金改善を実施すること
- ② 年度ごとに賃金改善に関する実績報告を都道府県に対して行っていること
- ③ 労働に関する法令に違反し、罰則以上の刑に処せられていないこと

④ 労働保険料の納付が適正であること

(2) 算定要件について

- ① 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
 - ・キャリアパス要件のすべてに適合し、かつ職場環境等要件を満たすこと。
- ② 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
 - ・キャリアパス要件のⅠ及びⅡに適合し、かつ職場環境等要件を満たすこと。
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
 - ・キャリアパス要件ⅠまたはⅡに適合し、かつ職場環境等要件を満たすこと。

(3) キャリアパス要件について

(キャリアパス要件Ⅰ)

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅱ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - 一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
 - 二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(キャリアパス要件Ⅲ)

次のイ及びロの全てに適合すること。

- イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。
 - 一 経験に応じて昇給する仕組み
 - 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること
 - 二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。

ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(4) 職場環境等要件について（令和5年3月10日付障障発0310第2号厚労省通知抜粋）

全体で1つ以上にチェックすること。

入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<ul style="list-style-type: none"> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

1 配分対象と配分方法

(1) 対象グループ

① 経験・技能のある障害福祉人材

以下のいずれかに該当する職員であって、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。

・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれか

の資格を保有する者

- ・心理指導担当職員（公認心理師含む）
- ・サービス管理責任者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・サービス提供責任者

② 他の障害福祉人材

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

③ その他の職種

障害福祉人材以外の職員をいう。

(2) 配分対象における職員分類の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、以下の職員分類の変更を行うことができる。

ただし、当該特例の趣旨に沿わない計画（特段の理由がない職員分類の変更や、職員分類の変更特例の例示（表1）に例示されていない特性かつ同じ特性により多数の職員の分類変更を行う場合）については、詳細な理由の説明を求めることとする。

- ① 「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、表1の例示を参考にした上で、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができる。
- ② 「その他の職種」に分類される職員であって、表2の例示を参考にした上で、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、「他の障害福祉人材」に分類することができる。

ただし、賃金改善前の賃金がすでに年額440万円を上回る者の分類は変更できないものとする。

表1（令和5年3月10日付障障発0310第2号厚労省通知抜粋）

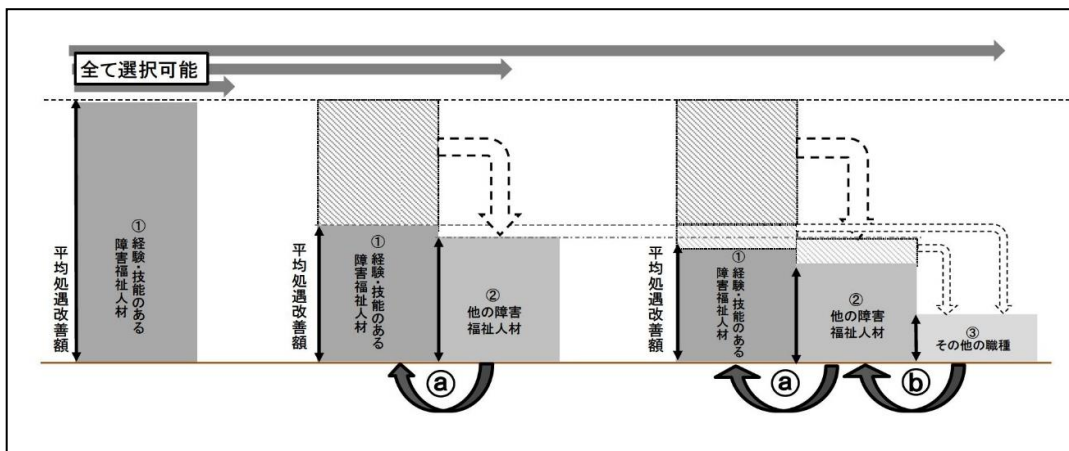
a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など

表2 (令和5年3月10日付障障発0310第2号厚労省通知抜粋)

b 通常の種類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員(例)	職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了者
	障害者の芸術文化活動を指導する職員
	障害者のスポーツ活動を指導する職員
	工賃・賃金の向上に寄与する職員
	障害者ITサポーター
	サービス管理責任者研修修了者
	産業カウンセラー資格保有者
	など

(3) 事業所における配分方法

配分方法のイメージ (令和5年3月10日付障障発0310第2号厚労省通知抜粋)



実際に配分するに当たっては、(1)①から③それぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。この場合において、(3)①から③内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。

- ① 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円(賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。)以上又は賃金改善後の賃金の見込額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善の見込額を含む。)が年額440万円以上であること(現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでなく、当該要件は満たしているものとする)。

ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めるとする。

- ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合
- ② 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較し高いこと。
- ③ 他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要

する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の障害福祉人材の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでなく、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均は、他の障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均と同じ範囲まで設定可能とする。

- ④ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額（ベースアップ等加算を取得し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額 440 万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及びベースアップ等加算を取得し実施された賃金改善額を含む）がすでに年額 440 万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。

2 加算の要件

(1) 概要

- ① 年度ごとに賃金改善計画を作成・全従業員に周知の上、都道府県に届出をし、加算受給額を上回る賃金改善を実施すること
- ② 年度ごとに賃金改善に関する実績報告を都道府県に対して行っていること
- ③ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること
- ④ 職場環境等要件に関し、3つ以上の取組を行っていること
- ⑤ 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

(2) 算定要件について

特定加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。

- ① 特定加算（Ⅰ）については、配置等要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。
- ② 特定加算（Ⅱ）については、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

※重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件が無いため、特定加算の区分は1つ（区分無し）となる。

(3) 処遇改善加算要件

処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に処遇改善加算にかかる計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

(4) 職場環境等要件について

福祉・介護職員処遇改善加算 2 加算の要件 (4) 職場環境等要件について参照

6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取組を行うことまでを求めるものではないこと。

(5) 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。

具体的には、原則、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

(6) 配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあつては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件がない。

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

1 対象職員

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員。

ただし、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。

2 算定要件

以下の要件を全て満たすこと

①処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること

②賃上げ効果を継続するため、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用すること

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

共通事項

1 届出について

(1) 提出先

事業所の指定権者（県（障がい福祉サービス指導室）、政令市、中核市）

(2) 提出期限

適用を受ける前々月の末日

※年度ごとに届出が必要

※年度途中で、サービスの追加を行った場合、変更届の提出が必要

2 賃金改善等の実施

- (1) 基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行います。
- (2) 賃金改善実施期間は、原則として、加算の算定月から翌年の3月までです。加算の支払いがサービス提供月の翌々月となるため、加算の算定月の2か月後からとすることも可能です（4月から加算の適用を受ける場合に、賃金改善期間を6月から翌年の5月までにする等）。なお、賃金改善期間と加算の算定月数とは同じ月数になるようにしてください。
- (3) 賃金改善額が加算額を下回ることがないように御注意ください。仮に賃金改善額が加算による収入額を下回っている場合は、返還等をするのではなく、一時金や賞与として支給してください。

3 実績報告について

(1) 実績報告の提出期限

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日

※令和5年度末まで加算を取得した場合、事業所への加算等の最終支払は令和6年5月となるため、実績報告書提出期限は令和6年7月31日

※年度の途中で、すべての障がい福祉サービス等を廃止する場合は、最終の支払いがあった月の翌々月末日までに実績報告を提出してください。

(2) 注意事項

○実施計画書と同様に、毎年度実績報告書の提出が必要です

○実績報告書は2年間保管しておくこと

○実績報告書届出に係る根拠資料（給与明細、勤務記録等）については、求めがあった際、速やかに提出できるよう作成し保管しておくこと

4 ホームページ掲載場所について

下記ホームページに、手続きに関する詳しい資料、各種様式等を掲載していますので、ご確認ください。

<福岡県庁ホームページ 掲載場所>

→「テーマから探す」の「健康・福祉・子育て」

→「障がい福祉」→「障がい福祉情報」

→「一般情報」の欄

→「令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算について」参照